平成２４年（フ）第９４３号
神奈川県秦野市萩が丘４番23号　落合ハイツ101号
破産者　城田　修一
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９９７号
横浜市鶴見区朝日町２丁目89番地　パークハイツ鶴見Ｂ―723
破産者　木村　和順
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１１５号
横浜市港北区篠原東２丁目６番22号
破産者　山田　義人
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８号
福井県敦賀市谷口５号12番地
破産者　宮﨑　松雄
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１５４５号
京都市北区大北山原谷乾町30番地36
破産者　倉内　利光
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２４８号
大阪市旭区中宮４丁目10番11号、住民票上の住所京都府京田辺市三山木見尊田23番地の１
破産者　小宮　健一
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９５号
兵庫県明石市大久保町西島165番地の３
破産者　本田　良江
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
山口県下松市古川町３丁目４番20号、開始決定時の住所山口県下松市大字西豊井1211番地
破産者　田原　　實
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２９号
高知県香美市土佐山田町京田31番地
破産者　甲藤　善之
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３５号
長崎県対馬市美津島町鶏知甲1027番地９、旧住所長崎県下県郡美津島町大字鶏知甲1027番地４
破産者　泉　　鈴子
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第１号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地1867番地
破産者　小西　雅治
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第６６号
熊本市中央区水前寺２丁目12番８号、開始決定時の住所熊本県八代市松崎町382番地８
破産者　工藤　英徳
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第２８号
熊本県八代市豊原下町4370―２　メゾン平山２―１―１、住民票上の住所熊本市南区南高江７丁目１番１号
破産者　後藤　和史
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第２９号
大分県速見郡日出町大字藤原6005番地50
破産者　小路　順子
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
長崎県佐世保市天神２丁目８番９号、旧住所佐賀県佐賀市多布施４丁目17番４号
破産者　早瀬　正子
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
奈良県大和高田市北本町８番32号
破産者　谷川　政男
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
奈良県大和高田市中三倉堂２丁目２番３号、前住所奈良県大和高田市磯野北町14番３―205号
破産者　速水三千代
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１０１７号
札幌市豊平区月寒東１条20丁目２番１―202号
破産者　齋藤　　毅
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９１号
札幌市手稲区富丘３条５丁目７番７号　レスポアール35―202号
破産者　高澤　弥弘
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部